

## 第5回検討委員会 意見の概要と対応方針

	意見の概要	対応
1	河川・湖沼と同様に森林についても生態系の保全の観点から評価に入れてはどうか。	保安林、国有林に加え、環境保全、涵養等の機能を持つ地域森林計画対象民有林についても調整エリアとする。
2	森林自体の機能を考えると民有林も含め調整エリアとするのが良いのではないか。	保安林、国有林に加え、環境保全、涵養等の機能を持つ地域森林計画対象民有林についても調整エリアとする。
3	海岸の陸側の保全という観点から、海岸保全区域を調整エリアとしてはどうか。	海岸保全区域に相当する海岸線の陸側100mのうち、断崖部については鳥類の生息環境保全の観点から環境保全エリアとしている。また、海岸保全区域内の海岸保全施設についても環境保全エリアとしている。それら以外の海岸保全区域の指定範囲等についても詳細をヒアリング等で確認し、再検討を行う。
4	南航路・北航路について、北航路の幅を1000mと任意に設定した旨を表記することが必要。AIS（自動船舶識別装置）のデータを加えて調整した旨も記載する必要がある。	計画書等に任意に設定した旨を記載する。また、AISデータを用いることについても表記する。
5	港湾区域については、港湾法で既に再エネ利用海域などゾーニングされているので、今回改めてゾーニングする必要があるか検討する必要がある。	今後、追加の風力発電設備の導入はできない「環境保全エリアに準じる海域」として捉え、白地エリアとして、本ゾーニングではマップ上の評価は行わないこととする。
6	騒音、景観など、今回のゾーニングが固定されたものではなく、新しいデータ、知見に基づいて見直しがかけられる必要がある。	基礎的な環境情報の更新の他、評価内容についても見直しを行うこととし、計画書等に表記する。
7	重要種等の生育・生息地が1レイヤーで評価されているが、重みづけや、他の項目とのバランスなどから、項目を分けたレイヤーとすることが必要ではないか。	重要種については鳥類、鳥類以外の動物、植物、生息・生育環境のレイヤーに細分化した上で再評価を行う。
8	動植物については市域全体の情報を得ることは難しい。重要種が潜在的に利用する森林環境などから、石狩市域全体についての評価はできないか。	市域全体で実施した現地調査結果から、環境と生息種に関する関係性について解析を行っているが、マップとして提示できる解析結果には至っていない。検討を引き続き行う。
9	ゾーニングマップ自体は一枚でもよいが、作業部会毎の関係レイヤーを整理したマップがあれば、地域の課題にどのような傾向があるかわかりやすいのではないか。	各エリア設定の検討に用いた各種環境配慮情報レイヤー等については、最終的にゾーニング計画書の付属資料として公表する他、一定のグループ（作業部会毎など）での図面を整理することを検討する。
10	ゾーニングの位置づけ、ゾーニングの次にアセスメントを行うなどのプロセスがわかるような図（フロー）があると良い。	ゾーニングの目的やアセスメントへのフロー等について整理し表記する。
11	市民にも提供いただき、情報を収集整理しているので、データベースとしての更新、情報の市民共有について検討して頂きたい。	データの更新、公開データの内容、手法について意見を伺いながら、今後のあり方を検討する。